

○ 中小企業者等の二重ローン問題については、震災支援機構及び産業復興機構が連携して対応。

被災事業者（震災被害により過大な債務を負っている事業者）

東日本大震災事業者再生支援機構
（震災支援機構）

○ 支援対象

産業復興機構による支援の
対象とすることが困難なもの

- ・小規模事業者、農林水産事業者、
医療福祉事業者を重点的な対象とする

資本金：300億円

債権買取資金：5,000億円（政府保証枠）

対象地域：岩手、宮城、福島各全県その他、北海道、
青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野
群馬、東京、静岡の各都道府県の一部市町村
（14都道府県、351市町村）

産業復興相談センター
産業復興機構

○ 支援対象

中小企業者等

- ・被災各県に設置され、各県の
実情に応じた対応を実施

（出資金※）

岩手産業復興機構（23年11月11日設立）：100億円

宮城産業復興機構（23年12月27日設立）：100億円

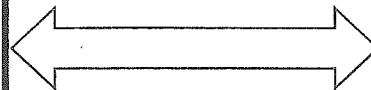
福島産業復興機構（23年12月28日設立）：100億円

茨城産業復興機構（23年11月30日設立）：50億円

千葉産業復興機構（24年3月28日設立）：20億円

※出資約束金額総額ベース

連携/案件の引継ぎ



【両機構の実績】

○ 震災支援機構（3月末現在）

	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	その他	合計
相談件数	528	1,277	483	295	346	2,929
最終調整中	0	1	2	1	1	5
支援決定数	167	345	88	58	85	743

○ 産業復興相談センター・機構（3月末現在）

	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	その他	合計
相談件数	1,427	1,686	1,821	405	1,301	6,640
震災支援機構への引継	55	100	30	5	6	196
金融機関等による 金融支援の合意取付	293	347	235	59	359	1,293
うち買取決定数	110	144	49	20	16	339

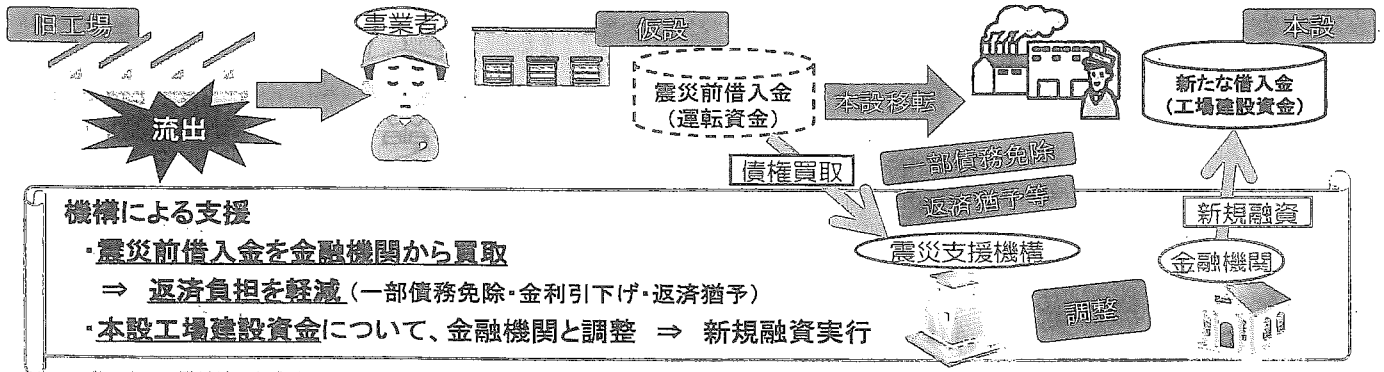
出典：復興庁作成資料

令和2年5月19日（火） 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）

【支援事例①】 仮設から本設への移転にあたり新たな借入が必要な事業者

・津波により工場・設備が流出。
・仮設で事業再開するも、設備購入等により債務増加。

・本設工場取得し本格的な事業再開を希望
⇒新たな借入が必要となり、震災前借入金の返済負担が重い。



ここがポイント

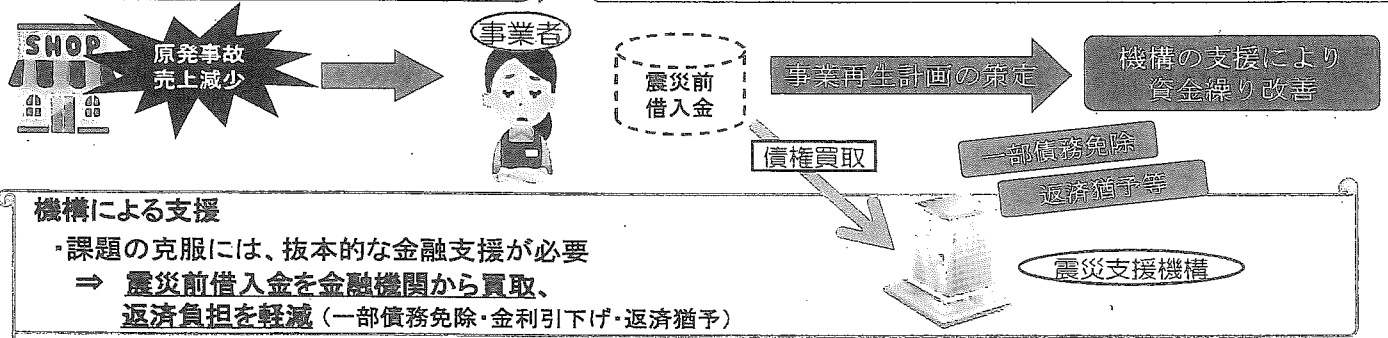


仮設から本設に移転する際の新たな借入金によって、震災前借入金の負担が重くなる方はご相談ください！

【支援事例②】 既存顧客の喪失や風評被害等により売上回復が遅れている事業者

・原発事故に伴う地元顧客の減少等により、売上が減少。

・東電からの賠償金により黒字を確保していたものの、収益に比べて震災前借入金が多くなり、返済負担が重くなるが見込まれる。



ここがポイント

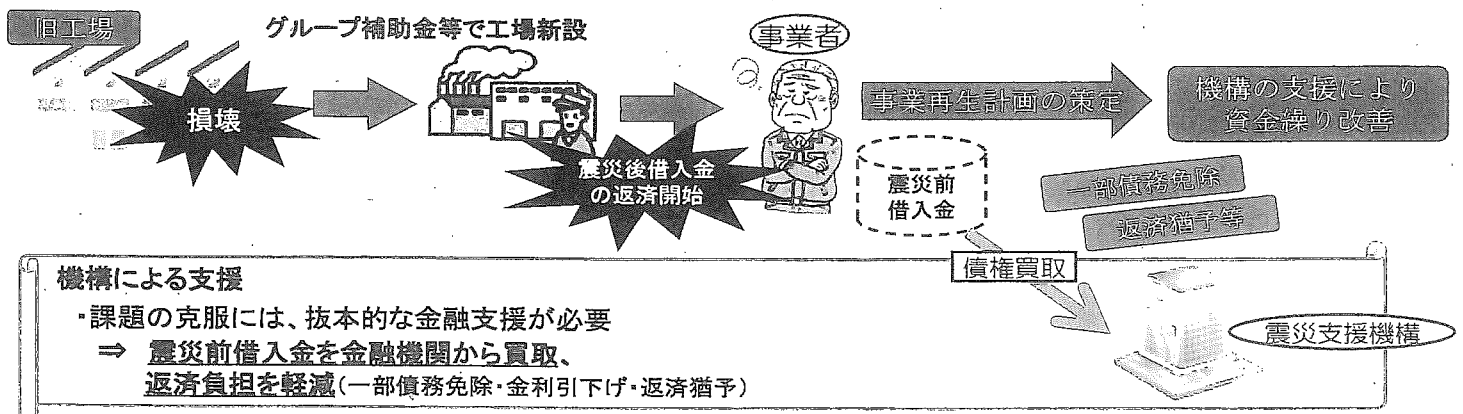


既存顧客の喪失や風評被害等により売上回復が遅れ、震災前借入金が多くなり返済負担が重くなる方はご相談ください！

【支援事例③】 震災後借入金の返済が始まり資金繰りが厳しくなる事業者

・震災により工場が損壊。
・グループ補助金の受領・高度化資金の借入等により、工場を新設。

・震災後借入金の返済が始まり資金繰りが厳しくなる中、震災前借入金が多くなり返済負担が重い。



ここがポイント



震災後借入金の返済が始まることで資金繰りが厳しくなり、震災前借入金の返済負担が重くなる方はご相談ください！

③ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法等

(成果)

- 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法³²等に基づき設立された東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興機構による債権買取等の二重ローン対策により、被災事業者の事業再生を支援し、相当数の雇用維持に貢献した。

(今後の課題)

- 東日本大震災事業者再生支援機構による二重ローン対策について、支援決定期限である令和2年度末までの期間を最大限有効活用し、支援措置の周知を徹底しつつ、可能な限り多くの事業者が制度を活用できるよう全力で取り組むことが必要である。
- 両機構それぞれにおいて、支援継続中の事業者に対する事業再生計画の完了まで支援していく。

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- 今後の大規模災害において、二重ローン対策を講じる場合、今回の両機構による支援の取組が参考となる。
- 福島相双復興官民合同チーム等と同様の第三者機関との早期連携、金融機関との情報共有・連携を密にする体制の構築が重要である。

³² 平成23年法律第113号

の地方公共団体等からの応援職員の確保や被災地方公共団体における任期付職員の採用に加え、復興庁が採用した非常勤国家公務員を被災市町村に駐在させるなど、必要な人材確保対策に係る支援を継続する。

- ・ 「Ⅱ. 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組」における基本方針に従い、復興・創生期間後に引き続き実施される復旧・復興事業（国の直轄・補助事業や地方単独事業等）について、引き続き震災復興特別交付税による支援を継続する。

3. 組織

- ・ 復興の司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるため、復興庁の設置期間を復興・創生期間後 10 年間延長する。被災地方公共団体からの強い要望等も踏まえ、復興庁は引き続き内閣直属の組織とし、内閣総理大臣を主任の大臣とするとともに、これを助け、復興庁の事務を統括する等のために復興大臣を置き、また、復興事業予算の一括要求や地方公共団体からの要望等へのワンストップ対応など、現行の総合調整機能を維持する。
- ・ 近年多発する大規模災害に対する防災力の向上等に資するため、これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有し、活用する機能を追加する。これを通じて、防災と復興の有機的連携を図る。
- ・ 岩手県、宮城県及び福島県の復興局を維持して、「現場主義」の徹底により、復興の更なる加速化を図る。岩手復興局及び宮城復興局の位置については、復興の課題が集中する地域に組織の軸足を移すため、それぞれ沿岸域に変更し、盛岡市と仙台市には支所を設置する。具体の位置については、復興の進捗状況及び被災地方公共団体の意見等を踏まえ、決定する。福島は本格的な復興・再生の途上にあることから、福島復興局を引き続き福島市に置き、富岡町と浪江町の支所を維持する。
- ・ 復興・創生期間後の復興事業の更なる進捗状況を踏まえ、5年目に当たる令和7年度に組織のあり方について検討を行い、必要な措置を講じる。

4. その他

- ・ 以上の取組に関連して、法律の改正により措置すべき事項のうち、速やかに対応すべきものについては、次期通常国会に所要の法案の提出を図る。
- ・ 復興庁は、復興・創生期間後においても、毎年度、本基本方針の実施状況を

出典：「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）より抜粋

令和2年5月19日（火）衆議院 東日本大震災復興特別委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）